

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律第3条第1項  
に基づく所有者等の探索の対象となる地域について（令和6年度・追加選定分）

| 支局等名        | 所有者等の探索の対象となる地域 |
|-------------|-----------------|
| 金沢地方法務局     | 白山市杉森町          |
| 金沢地方法務局     | 白山市相滝町          |
| 金沢地方法務局輪島支局 | 珠洲市正院町正院壺七部     |
| 金沢地方法務局輪島支局 | 珠洲市正院町正院壺九部     |
| 金沢地方法務局輪島支局 | 珠洲市正院町正院式〇部     |
| 金沢地方法務局輪島支局 | 珠洲市正院町正院式式部     |